福島県人事委員会規則第二十四号

職員団体の登録に関する条例施行規則

職員団体の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(昭和四十一年福島県人事委員会規則第十四号)

県

第



毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

福島県人事委員会

- ○職員団体の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- ○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 ○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福 事 **子委員** 会

職員団体の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成三十年六月二十九日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

の一部を次のように改正する。 一号様式中 ᄪ 鄦 脈

	を _	٦
-		
	}	
	- 川	
	- 川	
	}	

脈

脈

を

Ø.

举

脈

数

脈

に、

Ø.

举

脈

数

ᄪ

に改める。

この規則は、 附 則 公布の日から施行する

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成三十年六月二十九日

福島県人事委員会

(総務審査課)

委員長

今

野

順

夫

福島県人事委員会規則第二十五号

を次のように改正する。 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号) 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

> 0) 一部

一首席術科指導員

別表第二警察の部警察本部の項中 を

施設装備室長 「首席術科指導員」に改める。

この規則は、 平成三十年七月一日から施行する

(採用給与課)

平成三十年六月二十九日 昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

福島県人事委員会

今 野 順 夫

委員長

五号)の一部を次のように改正する。 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 福島県人事委員会規則第二十六号

福

島

0)

一部を次のように改正する。

県

別表第一 附 則の六級の項第二号及び七級の項第四号中「、施設装備室長」を削る。

この規則は、 平成三十年七月一日から施行する。

(採用給与課)

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成三十年六月二十九日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順

夫

福島県人事委員会規則第二十七号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成十三年福島県人事委員会規則第十八号)

第十六条第 第十二条第一項中「警務部会計課」を「警務部施設装備課」に改める。 一項中「漁業指導船、 漁業調査船」 を 「調査船、 調査指導船」

に改める。

改正規定は公布の日から施行する。 この規則中第十二条第一項の改正規定は平成三十年七月一日から、第十六条第一項の

(採用給与課

リサイクル適性®